

# 小 学 校 音 楽

## 1 音楽的な見方・考え方

音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けること。

## 2 目標

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

### (1) (知識及び技能)

曲想と音楽の構造などの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。

### (2) (思考力、判断力、表現力等)

音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。

### (3) (学びに向かう力、人間性等)

音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

## 3 改訂の要点

(1) 音楽に対する感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。

(2) 音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働きについての意識を深める学習の充実を図る。

(3) 我が国や郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わうことができるよう、和楽器を含む我が国や郷土の音楽の学習の充実を図る。

### (4) 内容構成の改善

① 音楽科の内容を「思考力、判断力、表現力等」、「知識」、「技能」の資質・能力に対応するように構成している。内容を相互に関わらせながら、一体的に育てていくことが重要である。したがって、別々に育成したり、「知識及び技能」を習得させてから、「思考力、判断力、表現力等」を育成するといった、一方向の指導になったりしないよう留意する必要がある。また、「学びに向かう、人間性等」については、目標においてまとめて示し、事項に示すことはしていない。再整理したことによって、指導すべき内容が一層明確となった。

### ② 歌唱（第5学年及び6学年の例）

ア 曲の特徴にふさわしい歌唱表現を工夫し、思いや意図をもつこと。（思考力、判断力、表現力等）

イ 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わりについて理解すること。（知識）

ウ 思いや意図に合った表現をするために必要な次の(ア)から(イ)までの技能を身に付けること。（技能）

(ア) 聴唱・視唱の技能 (イ) 自然で無理のない、響きのある歌い方で歌う技能

(イ) 声を合わせて歌う技能

### (5) 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

「知識」に関する指導内容は、「曲想と音楽の構造との関わり」などを理解することに関する具体的な内容を領域や分野ごとに示した。「技能」は「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべきであることを明確にした。

### (6) 〔共通事項〕の指導内容の改善

従前の〔共通事項〕の趣旨を踏まえつつ、アの事項を「思考力、判断力、表現等」に関する資質・能力イの事項を「知識」に関する資質・能力として示した。

### (7) 音楽づくり

音楽づくりの活動は、創造性を発揮しながら自分にとって価値のある音や音楽をつくるものであり、「音遊びや即興的に表現する」活動と「音を音楽へと構成する」活動からなる。指導に当たっては、「音遊びや即興的に表現する」活動から、「音を音楽へと構成する」活動へのつながりについても配慮する必要がある。

### (8) 曲想、音楽の構造

歌唱や器楽、鑑賞の活動においては、取り扱う曲の曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解しながら、表現したり鑑賞したりすることが大切である。〔共通事項〕の学習と併せて行うことが重要である。

(9) 言語活動の充実

他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを考えたりしていく学習の充実を図る観点から、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるようにすること」を配慮事項とした。

(10) 「我が国や郷土の音楽」に関する学習の充実

これまで第5学年及び第6学年において取り上げる旋律楽器として例示していた和楽器を、第3学年及び第4学年にも新たに位置付けることとした。

#### 4 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮する。

- ① 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。
- ② 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)の指導については、ア、イ及びウの各事項を、「B鑑賞」の(1)の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導すること。
- ③ 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)並びに「B鑑賞」の(1)の指導については、適宜、〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。
- ④ 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこと。

(2) 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮する。

- ① 音楽によって喚起されたイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽を聴いて感じ取ったことや想像したことなどを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるようにする。
- ② 児童が様々な感覚を働かせて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫すること。
- ③ 児童が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど、児童や学校、地域の実態に応じ、生活や社会の中の音や音楽と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。
- ④ 表現したり鑑賞したりする多くの曲について、それらを創作した著作者がいることに気付き、学習した曲や自分たちのつくった曲を大切にする態度を養うようにするとともに、それらの著作者の創造性を尊重する意識をもてるようにすること。また、このことが、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることについて理解する素地となるよう配慮すること。
- ⑤ 我が国や郷土の音楽の指導に当たっては、そのよさなどを感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう、音源や楽譜等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫すること。
- ⑥ 第3学年及び第4学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、リコーダーや鍵盤楽器、和楽器などの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。
- ⑦ どのような音楽を、どのようにしてつくるかなどについて、児童の実態に応じて具体的な例を示しながら指導するなど、見通しをもって音楽づくりの活動ができるよう指導を工夫すること。
- ⑧ つくった音楽については、指導のねらいに即し、必要に応じて作品を記録させること。作品を記録する方法については、図や絵によるもの、五線譜など柔軟に指導すること。
- ⑨ 各学年の〔共通事項〕に示す「音楽を形づくっている要素」については、児童の発達の段階や指導のねらいに応じて、次のア及びイから適切に選択したり関連付けたりして指導する。
  - ア 音楽を特徴付けている要素  
音色、リズム、速度、旋律、強弱、音の重なり、和音の響き、音階、調、拍、フレーズなど
  - イ 音楽の仕組み  
反復、呼びかけとこたえ、変化、音楽の縦と横との関係など

#### 5 評価

観点に基づき、評価すること。

#### 6 移行期間における留意事項

新学習指導要領によることができることとする。